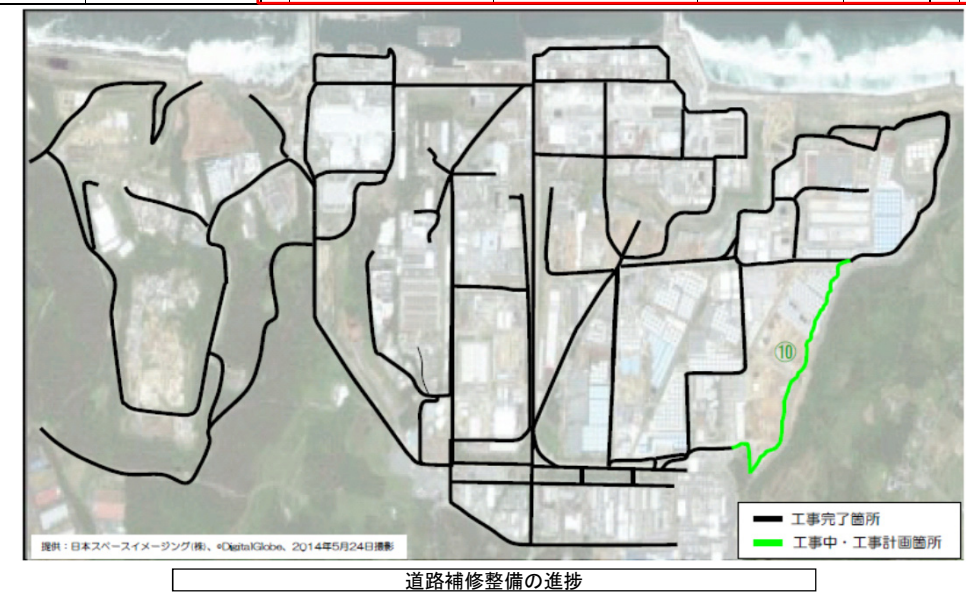


労働環境改善スケジュール

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	8月		9月				10月				11月	12月	備考		
				21	28	4	11	18	25	2	9	16	下	上	中		下	
労働環境改善	防護装備	1 防護装備の適正化検討	(実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化の運用開始(2016年3月8日～)	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討(1~4号機周辺のG zone拡大に向けた検討)														
			(予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等)  ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上を図る。	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化														
労働環境改善	防災安全	2 重傷災害撲滅、全災害発生数の推移	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全推進協議会の開催(毎週):災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(5~9月)	情報共有、安全施策の検討・評価														
			(予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全推進協議会の開催(毎週):災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(5~9月)	熱中症予防対策の実施(5~9月)														
労働環境改善	健康管理	3 長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2016年度対象者(社員)への「白内障検査」(福島)実施	健康相談受付														
			(予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2016年度対象者(社員)への「白内障検査」(柏崎刈羽・本社)実施 ・2016年度対象者(社員)への「甲状腺超音波検査」(柏崎刈羽)実施 ・インフルエンザ予防接種の実施(10/26~1/31 1F構内臨時会場、近隣医療機関)	【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き														
労働環境改善	健康管理	4 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の2016年1月中旬までの医師確保完了(固定医師1名+0-テック)支援医師) ・1F救急医療室の10~1月中旬の勤務医師調整	各医療拠点の体制検討														
			(予定) ・1F救急医療室の1月下旬~3月の勤務医師調整	1F救急医療室の10~1月中旬の勤務医師調整														



分野名	活り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	8月				9月				10月				11月	12月	備考		
				21	28	4	11	18	25	2	9	16	下	上	中	下				
要員管理、労働環境改善	5	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況(8月実績/10月の予定)と地元雇用率(8月実績)についての調査・集計	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼				▼作業員の確保状況集約 ▽作業員の確保状況調査依頼				▽作業員の確保状況集約 ▽作業員の確保状況調査依頼							
			(予定) ・作業員の確保状況(9月実績/11月の予定)と地元雇用率(9月実績)についての調査・集計		作業員の確保状況(8月実績/10月予定)と地元雇用率(8月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(9月実績/11月予定)と地元雇用率(9月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(10月実績/12月予定)と地元雇用率(10月実績)についての調査・集計							
	6	労働環境・生活環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・生活環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	検討・設計	労働環境・生活環境に関する実態把握・解決策検討・実施															
			(予定) ・労働環境・生活環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握(継続的に実施) ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック(継続的に実施) ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応(継続的に実施) ・作業員へのアンケートによる実態把握		配布(8/25~)	作業員へのアンケート(第7回)				回収(9月末)	協力企業との意見交換会 ▽(10/28)				公表(11月下旬)					
	7	新事務本館の建設	(実績) ・内装工事 ・設備工事 ・外構工事	現場作業	内装工事				▽運用開始(10月上旬)								2016年10月上旬運用開始			
			(予定) ・外構工事		設備工事															
	8	新規追加 新事務棟の協力企業棟化	(実績) ・入居スケジュール検討	検討・設計	入居スケジュール検討														2018年2月以降協力企業入居開始予定	
			(予定) ・入居スケジュール検討 ・企業棟化改修工事														企業棟化改修工事			
	9	道路整備の実施	(実績) ・⑩Jエリア周辺道路工事の検討・設計	検討・設計	⑩Jエリア周辺道路工事の検討・設計															
(予定) ・⑩Jエリア周辺道路工事			⑩Jエリア周辺道路工事																	

# 福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2016年9月29日

**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

## 東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策の為のガイドライン (平成27年8月26日 基発0826第1号)

### 第7 健康管理対策等

#### I 健康診断等の実施

##### (1) 労働者の健康管理

##### ア 健康診断の実施

- ・労働者に対して安衛法に基づく定期健康診断、電離則に基づく健康診断を着実に実施
- ・健診結果について医師意見の聴取の結果、就業上の措置が必要な者に対し、意見を勘案して適切な措置を講じること

##### イ 日常的な健康管理

- ・作業開始前に、発熱や下痢等、個々の労働者の体調の確認を行い、体調不良の場合は、医師の受診を促す等の措置を講じること。
- ・健診結果により健康保持に努める必要がある労働者、長期に渡り(概ね3月以上を目安)発電所に作業従事している者に対し、健康診断実施時等の機会を捉え、医師又は保健師による保健指導を実施すること
- ・特に、過去の健診結果や、既往歴の調査、自覚症状、他覚症状の有無の検査等から、心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対しては、日常的な体調の確認を徹底するとともに保健指導の実施等により健康確保に万全を期すこと

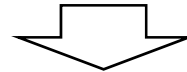
##### ウ 関係請負人に対する指導及び援助

発電所長及び元方事業者は、関係請負人が、ア及びイに関する事項を適切に実施できるよう、必要な指導及び援助を実施すること。

## 2. 福島労働局からの要請

福島労働局からの要請文書(平成27年9月15日 福島労基発0915第1号)  
「福島第一原子力発電所の廃炉作業における労働災害防止対策の徹底等について(再要請)」

ガイドラインの第7の1(1)イ及びウに定める事項について、  
○貴社、元請事業者及び関係請負人の実施状況を確認すること。  
○その結果、改善点が認められた場合は、保健指導等の実施体制の見直しを行い、  
また、元請事業者及び関係請負人に対して、ガイドラインに定める事項が確実に行われるよう改善させるとともに、必要な指導及び援助を行うこと



### 福島労働局へのご報告内容 (平成27年10月14日)

日常的な健康管理について、作業開始前に個々の労働者の体調管理を行うとともに、体調の不良が認められた場合は、速やかに救急科専門医が常駐する発電所入退域管理棟内にある救急医療室で受診することにしております。

また、健康診断の結果、健康保持に努める必要があると認められる労働者等の医師又は保健師による保健指導、特に心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対する保健指導の実施状況については、一部元請事業者に聞き取りを実施したところ、関係請負人の作業員に対する保健指導の実態等について十分把握していない企業があることが確認されました。

今後、元請事業者に対して、保健指導などガイドラインに定める事項の実施状況に関する確認を行い、産業医科大学の支援を受けながら、必要な指導及び助言を検討して参ります。

### 3. 具体的な対応方法 (1)

当該ガイドラインの要求事項を達成させていくにあたり、**産業医科大学殿から頂いたご指導**

**東京電力及び元方事業者の責任において、以下の5点を確実に実施できている状態の実現が必要。**

① 定期的に必要な**健康診断**を全員が受けていることを**確認**していること

② 健康診断の結果、**治療**または**精密検査**が必要とされた**作業員**が、**医療機関**を受診していることを**確認**していること

③ 医療機関を受診して**治療**が必要とされた**作業員**が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、**必要な治療**を**継続**していることを**確認**していること

④ 定期的な健康診断の結果に基づき、**就業上の措置**を含む**対応**が行われていること

⑤ 就業上の措置の実施状況が**継続的に確認**され、**見直し**が行われていること

左記の実現には、当社及び元請事業者が関係請負人での実施状況を確認できるようにすることが必要

現状、元請事業者は、関係請負人での健康管理状況をどの程度把握しているか。

平成28年4月時点 (調査票やヒアリングから)

○  
100%

・現状、全ての元請事業者とも、関係請負人の作業員の健康診断受診を確認している。

△  
約60%

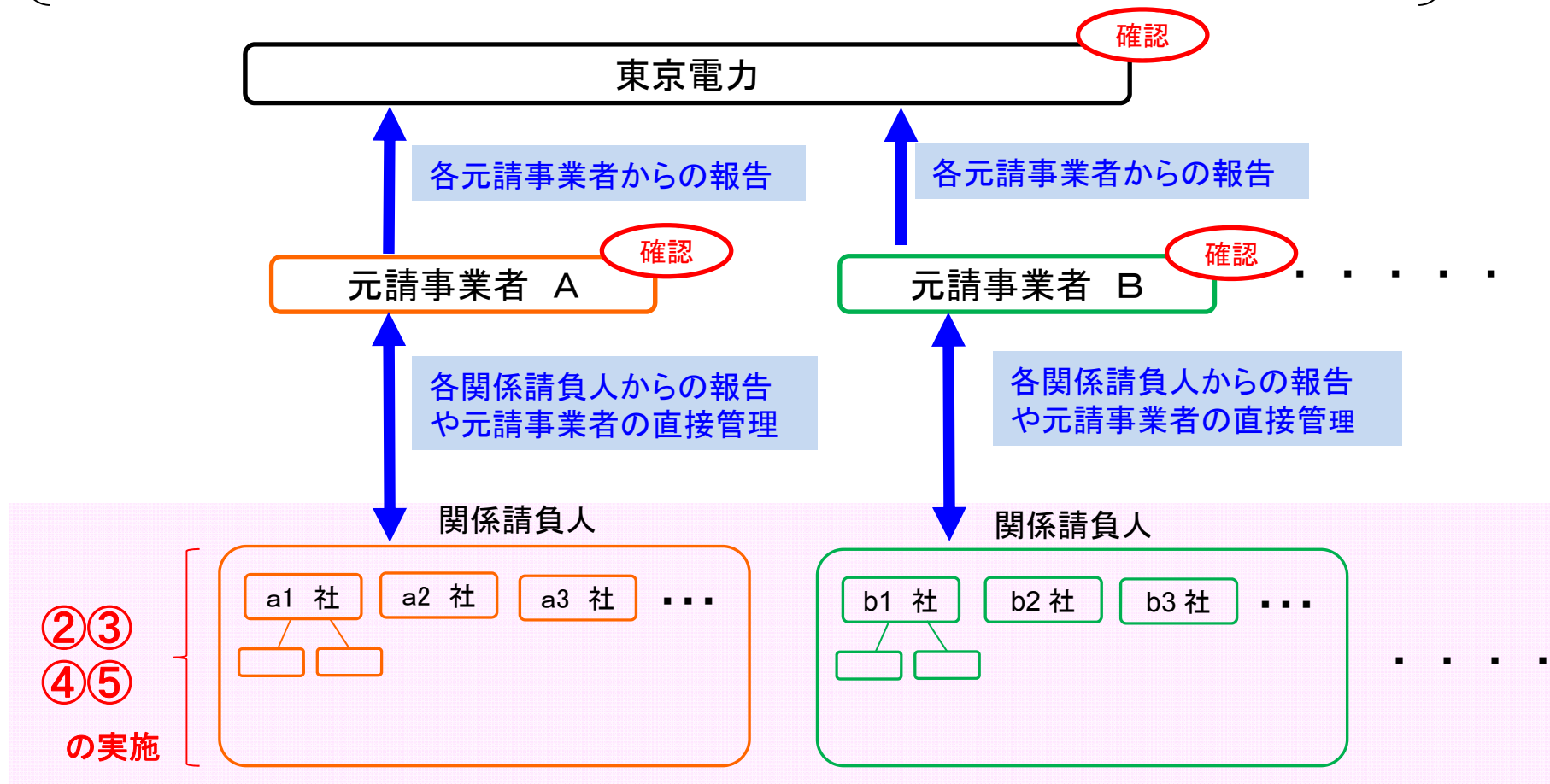
・関係請負人の作業員で、「治療または精密検査が必要と判定された者」の**医療機関受診有無の確認**(左記の②)やその後の**フォロー**(③~⑤)の確認については、**全ての元請事業者で確実に確認するまでには至ってない状況。**

今回、各関係請負人での実施状況を元請事業者及び東京電力が確認する仕組みを構築することとした。

### 3. 具体的な対応方法 (2)

#### 治療や精密検査が必要な作業員の医療機関受診及びその後の状況を確認するしくみの構築

健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、  
「②医療機関を受診していること」、及び「③～⑤のフォローアップがなされていること」  
を確認するしくみを構築する。



## 4. 現在までの対応状況

### ガイドライン発出後

- 各元請事業者に対して、
- ・産業医科大殿からのご講演(健康管理の重要性等について)
  - ・現在の管理状況に関するヒアリングなど
  - ・今後の対応方法(先に記載の仕組みづくり)についての説明 等を実施



4月28日 ◇上記を経て、各元請事業者に対し、関係請負人における「要精密検査」・「要治療」等判定者の管理状況を確認する仕組みの構築を依頼

5月 ( 各元請事業者において、仕組みの検討・構築 )

6月  
~7月 ◇各元請事業者での仕組みの構築状況について当社が確認 (訪問やヒアリング等による)  
⇒ 各元請会社が仕組み構築のもと既に運用開始している、あるいは近く開始される状況にあることを確認

◇東京電力が各元請事業者での実施状況を確認する仕組みの構築

7月21日 ◇各元請事業者に対し、構築した仕組みでの運用開始を依頼

※ヒアリング時に仕組み構築中であった一部の元請事業者については仕組み構築完了までフォロー(8月完了)

今後、東京電力は各元請事業者での実施状況を定期的に確認

以降も東京電力と各元請事業者との継続的なコミュニケーション／改善を実施



# 新事務本館の運用開始と新事務棟の協力企業棟 としての活用について

2016年9月29日

**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

## 1. 新事務本館の運用開始と新事務棟の協力企業棟としての活用について **TEPCO**

現状、発電所より遠方に執務している協力企業\*が、現場に密着した場所で現場対応を行い、当社とスムーズなコミュニケーションをとることで、当社と一体となって廃炉措置を安全に進めていくことを目的に、現在建設中の新事務本館の完成に伴い、隣接する新事務棟を協力企業棟として運用する予定。

当社社員は新事務本館への移転を10月に予定しており、その後建物改修工事等を実施した上で、2017年2月以降から順次協力企業の移転を計画している。

\* 36社、約1,200人が移転予定



新事務棟



新事務本館（建設中）